

1 学習障害について

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮できなかったりすることによって学习上様々な困難に直面している状態をいう。就学してから学习上の困難が顕在化することが多く、医学的な治療よりも教育的な指導や支援が重要となる場合が多い。

2 学習障害のある子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

就学前において、文字の読み書きに興味を示さない、文字をなかなか覚えない、絵を描くときに時間がかかる等の兆候が見られた際には、専門家に相談し、遊びの中で数量や文字等に関する興味や関心、感覚等を育むことができるような機会を積極的に設けると効果的な場合がある。読み書きに興味は示さなくても、読み聞かせを通して語感や本の楽しさを味わい、語彙や知識の拡大等学習に必要な基礎的能力を築くことも重要である。このように、就学前に保護者や関係者で気づきを共有し早期支援につなぐことが重要である。

その際、学習に必要な基礎的な能力を育てることを共有することが大切である。すぐに結果を求めたり、子供の気持ちに寄り添うことなく技能の習得をねらって訓練的に何度も強いたりすることがないように配慮する必要がある。

(2) 教育的ニーズを整理するための観点

① 学習障害の状態等の把握

学習障害の場合、他の障害や環境的要因が直接的な原因でないことを確認する必要がある。知的障害とは重複しない点に留意し、特定の教科等で著しい遅れがないかを確認する。ノートや作品、学力検査や学業成績、読み書きに関するチェックリスト等を活用して把握する。また、学習中の様子から、視覚や聴覚の情報処理の状況、言語能力や語彙量、注意の持続、記憶の状況、不器用さの有無等のつまずきや困難さの要因を把握することが大切である。また、つまずきや困難さを補うための得意な力や興味や関心についても把握する必要がある。

現在の医療機関やこれまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果等の医学的所見を把握することも重要である。

標準的な個別式知能検査等で全般的な知的発達の遅れの有無を確認したり、認知の偏りや発達の進んでいる側面等を把握したりすることも重要である。

認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等の状況から、学習の困難さにつながる可能性のある要因に早期に気づき、教育的ニーズの整理と必要な支援内容を検討していくこと、そして、それを就学先へ引き継ぐことが大切である。

学習障害の状態等を把握するに当たっては、次のような事項について把握する。

(7) 教科学習上の困難さ

年齢相応の理解ができる教科等がある一方で、特定の教科等や学習活動について著しい困難さが見られる。学習面や行動面の観察で、例えば、聴力に課題はないが話し言葉を聞いて理解できない、文字を書くときに書き誤りが多い、数の順番や数が表す大きさの理解が不得手である等、困難さのサインに気付くことが大切である。

(イ) 身体の動き

走る・跳ぶ等の粗大運動の困難さ、鉛筆やはさみ等学習用具の使用の不器用さ等、体育科の時間だけではなく、他教科や休み時間、給食の時間等、生活全般を通して把握する。

(ウ) 自己理解の状況

子供の障害の受容や理解の程度について、自分の得意なことや苦手なことの認識、悩みを相談できるかどうか等を把握する。なお、発達の段階を考慮しながら、子供の気持ちに寄り添って進めていくことに留意する。

② 学習障害のある子供に対する特別な指導内容

文字の判別が困難で、読み間違えたり文節の把握ができなかったりする場合は、本人にとって読み取り易い書体を確認する、文字間や行間を広げる等して負担を軽減し、学習内容の理解が促進される方法や環境を整える必要がある。読み書きは苦手でも、聞けば理解できたり、図や絵等を使え

ば効果的に表現できたりすることもある。得意な学習方法や、自分に適した学習方法について認識し、活用できるよう指導する。

漢字の読みが覚えられない、似たような漢字を読み誤る等のつまずきにより、長文読解の著しい困難さ、読書に向かう意欲の低下、語彙の少なさ等がある場合には、振り仮名や拡大コピー等、自分が読み易くなる方法や、コンピュータによる読み上げ等の代替手段を使うことも考えられる。子供自身が学びやすさにつながることを実感することが大切である。

得意な能力がある一方で、学習が上手くいかず過度に自己評価が低い場合には、二次的な障害に陥らせないため、個別指導や小集団指導等学習における指導形態を工夫しながら、心理的な安定を担保する。自分の特性に気づき、自分を認め、生活する上で必要な支援を求められるようにすることが大切である。

③ 学習障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

読み書きや計算に関して苦手な場合は、文字の形を識別しやすくする、タブレット端末を使用する、口頭試問で評価する等、本人の認知特性を考慮しながらできるようにしたり、別方法で代替したりする等の配慮をして指導を行う。また、評価に関しては、算数のテストで答えの単位の漢字が間違っている場合でも減点しない等、本質的なことについて評価するよう努める。

読み書きに困難が見られる場合は、拡大文字や振り仮名を用いた資料、音声による読み上げ等を併用し、本人の特性に合わせた情報や教材の提供、活用方法等の配慮を行う。

自尊感情が低下している場合には、文章理解のための時間延長や音読箇所を予告し練習する時間の保障、違いを認め合う受容的な学級雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保等により成功体験を積み、教職員や友達、保護者から認められる場面を積極的に設ける。

災害時に備えて、指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む（具体的で分かりやすい説明、不安感をもたずに行動ができるような避難訓練の継続、避難に関する注意書きに振り仮名を振る等）。

3 学習障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能

(1) 通常の学級における指導

学習障害のある子供は、学習面に対するつまずきで自信を失ったり心理的に不安定になったりすることがある。得意なことや努力していることを把握し、肯定的な評価を意図的に行い、本人の努力や達成状況を認めていくことが大切である。

その上で、合理的配慮を含む必要な支援内容の提供、ティーム・ティーチングや個別指導、学習内容の習熟に応じた指導、教材・教具等の工夫等を行うことが重要である。

また、通常の学級においては、日頃から分かりやすい指示、課題の提示の工夫、多様な問題解決を行う授業づくり、本質的なことに焦点化した評価等に努めることが大切である。読み書きに困難さがある場合は、板書だけでなく読み上げて説明したり、計算が苦手な場合は練習問題の量を調整したりする等、必要な指導上の工夫や個に応じた手立てを講じる必要がある。

(2) 通級による指導（学習障害）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
(平成25年10月4日付25文科初第756号初等中等教育局長通知)

話をしっかり聞いて理解することが苦手な場合は、興味や関心のある教材を活用する、視覚情報を提示する等、必要な情報を聴き取ることができるよう指導する。書くことが苦手な場合は、間違えやすい漢字やアルファベットを大きく表す、行間を空ける、分かち書きにする等、自分に適した方法を理解し、学んだスキルを活用できるよう指導する。努力しても期待する成果が得られず自信を失っている場合は、自分に合った方法で課題をやり遂げる経験を通して、自分の得意な部分に気づき、やり遂げられる実感を積むことができるような指導を行う。

なお、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であることに留意することが大切である。すなわち、子供の認知特性を考慮しながら、苦手なことを克服するための手段を理解したり、授業や試験時の代替手段の活用の仕方を習得したりする指導が必要となる。

【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例

以下の資料は、学習障害のある子供の教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編IXを参照のこと。

1 学習障害のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 学習障害の状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障害に関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	併存している障害等の有無	
心理学的、 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	言語面	
	運動面	
	感覚や認知	
	姿勢	
	集中力	
	本人の障害の状態等に関すること	
	教科学習上の困難さ	
	身体の動き	
	感覚や認知の特性	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	留意点を踏まえた結果	
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
学校での集団生活に向けた情報		
成長過程		
② 学習障害のある子供に対する特別な指導内容		
	感覚や認知の特性についての理解と対応に関する こと	
	代替手段等の使用に関する こと	
	言語の形成と活用に関する こと	
	コミュニケーション手段の選択と活用に関する こと	
	感覚の総合的な活用に関する こと	
	認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する こと	
	集団への参加の基礎に関する こと	
	障害の特性の理解に関する こと	
	情緒の安定に関する こと	

③ 学習障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
イ 支援体制	c 心理面・健康面の配慮	
	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
ウ 施設・設備	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
	(ア) 発達、障害の状態及び特性等に 応じた指導ができる施設・設備 の配慮	

2 学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校等の状況	
本人・保護者の希望	希望する学びの場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障害の有無と障害種		